

令和7年2月12日

# 建設緑政局関係議案資料 (その1)

## 議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について

建設緑政局

## 刑法の一部改正に伴う川崎市屋外広告物条例の一部改正について

### 1 条例改正に係る刑法の改正概要

罪を犯した者について、きめ細やかな指導、支援等による改善更生及び再犯防止に向けた処遇の充実を推進する観点から、自由の剥奪を内容とする刑罰について、刑務作業が強制される懲役及び刑務作業が強制されない禁錮の刑が単一化され、新たな刑として、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる拘禁刑が創設された。（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条）。

これを踏まえ、法務省より、地方公共団体においては改正法の施行までに条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改めることを求められたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（以下、「整理条例」という。）」により、川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）における罰則について改正するものである。

### 2 改正内容

#### （1）条例の概要及び改正対象の罰則規定の趣旨

川崎市屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を定めたものである。

改正対象の罰則については、広告物条例第44条第1項において、①市長又は神奈川県知事の登録を受けず市域で屋外広告業を営んだ者、②書類偽造等の不正の手段により市長の登録を受けた者、③市長による屋外広告業の営業停止命令に違反した者を対象として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨定めている。

#### （2）罰則規定の改正内容

条例第44条第1項に定める「懲役」の字句を「拘禁刑」に改める。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり。

### 4 パブリックコメント

川崎市パブリックコメント手続条例第5条第4項第8号により実施不要。

### 5 施行期日

令和7年6月1日（刑法等の一部を改正する法律の施行期日）

### 6 経過措置

整理条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号</p> <p>(罰則)</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第36条第1項に規定する者を除く。)</p> <p>(2) 不正の手段により第22条第1項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第35条第1項又は第36条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p>	<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号</p> <p>(罰則)</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第36条第1項に規定する者を除く。)</p> <p>(2) 不正の手段により第22条第1項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第35条第1項又は第36条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p>